

行の地方税法上、特段の規制は設けておりません。各自治体の自主的な判断と創意工夫に基づき、適切に利用されているものと認識しております。

また、ポータルサイトの利用に係る手数料等については、自治体の歳出により賄われることから各自治体において、その経費の内訳や支払先等について説明責任を果たし、適切に御対応いただくべき問題と考えているところでございます。

○岸真紀子君 この企業は当面二年間は手数料を低く設定するようですが、寄附者を抱え込み、サイト依存度が高まった後に手数料を高くするのはないかといった懸念も自治体側からは出されています。抱え込みとならない対策が必要であると指摘しておきます。

都市部の税収減だけではなく、ふるさと納税は地方の小規模自治体も返礼品に魅力がなければ税収減となっております。交付団体なら減収分を交付税で穴埋めできたとしても、その他の団体には全然当てはまっていけないというところがあるし、交付税もその分減っているので毀損されているのではないかというのは過去にも指摘をしたところです。

なおかつ、自己負担額が二千円だけで、高額所得者こそ上限がないので幾らでも青天井で寄附できてしまうという、高額所得者ほどふるさと納税は得をするという制度になっているのはやはり見

直すべきではないかということを最後に意見をしまして、私の質疑を終わります。

○委員長（宮崎勝君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉川沙織君が委員を辞任され、その補欠として村田享子君が選任されました。

○古賀千景君 立憲民主・社民・無所属の古賀千景です。

いきなりで順番を変えさせていただいて、会計年度任用職員制度の方からさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

会計年度任用職員、準公務員制度の待遇を改善というところが入ってきた制度ではありません。しかしです、実は私、今日もさっきお昼に、学校の中の司書さんって結構会計年度任用職員が多いんですね、その方とお話を聞かせていただきました。

まず、会計年度任用職員制度が入るときに、それまでは臨時採用教職員としてフルタイムで働いていたものが、会計年度任用職員制度が入るときにパートに変えられた人がたくさんいます。それは、その当時の処遇として、勤勉手当、期末手当をパートだったら払わなくてよかったからです。業務量は全く一緒だったのに、パートから、今ま

では八時半から五時まで働いていたのが八時半から四時に切られ、あなたはパートですよという形にされました。内容は一緒です。そして、この一時間切ったことで大きく賃金は変わっていききました。そして、学校というところは、朝が九時半から始まった会計年度任用職員制度もあって、小学校って子供の集中する一時間とか二時間目に国語を持つてくるんです。そして、そこに子供が調べ学習をしたりとか、そうやって持つてくる。しかし、その一時間目に開いていないんです、図書館が。そういうことがたくさんありました。放課後になっているところは、放課後に子供が行きたいときに、ああ、今日一日終わった、図書館でちょっと本見ていこうと思ったら閉まっている。そういう状況が学校の中でありました。

そして、今伺ってみたら、やっぱりそれは今も変わっていないくて、それは文科省マターになるところも当然あると思いますが、この会計年度任用職員制度が入ったことによって、業務は同じ量なのにパートにされた、そしてそれは今までどおりにも今も続いている、そしてこれで子供は学ぶ機会を奪われていると私は思っています。まず、今もそのフルタイムだったものがパートにされて、それが続いている、これ栄養教職員もそうです、同じ業務で四時で切られるようになりました。持ち帰り仕事になりました。

このように、会計年度任用職員制度が入ったことによって、そしてそれが今もこの状況が続いているということですが、通告をしておりますが、このことは御存じでしょうか、教えてください。

○政府参考人（小池信之君） 済みません、私個人でございしますが、そういう事情は承知してございませんでした。

○古賀千景君 業務が削減されるなら会計年度任用職員制度で十分対応できると思うんですが、業務削減しないまま、ここは文科省マターにもなりますので、是非、大臣、一緒に文科大臣とも話していただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣（村上誠一郎君） 今答弁したように、小池さんも知らないわけですから、私も残念ながら知りませんでしたので、あべ俊子文科大臣と協議してみたいと思います。

○古賀千景君 多分、学校現場もそうなんだけど、ほかの地方公共団体の方もきつとそのような状況は続いているということを私もお聞きしたことがあります。是非、この制度について、もう重々改善して下さっていることは知っています、期末・勤勉手当もちゃんと付けてくださり、改善に向けて取り組んでいただいていることは知っているんですけれども、是非その点についても話していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いたします。

では、話を戻します。

地方公共団体の職員数は、令和六年四月一日現在、二百八十一万二千人で、近年は横ばいから微増傾向にあるものの、ピーク時の平成六年と比べて四十七万人減少しています。このように、常勤職員数が大きく減少する中で、六十六万一千人の会計年度任用職員が地方公共団体の業務を支えていると言っても過言ではありません。

石破内閣総理大臣は、今国会の施政方針演説において会計年度任用職員の在り方の見直しに言及していますが、三月十一日の本委員会における村上総務大臣の所信でも具体的な中身については残念ながら余り触れられなかったと思います。

そこで、会計年度任用職員の給与改定について伺います。令和六年十二月、国家公務員を対象とする、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、等の給与に関する法律が成立しました。地方公務員についても、均衡の原則から、条例改正によって給与の引上げが行われることとなります。給与改定の実施時期については、国の取扱いの変更を踏まえ、地方においても、令和五年度から、常勤職員の給与が改定された場合、会計年度任用職員の給与についても遡及適用されることが基本とされました。

そこで、会計年度任用職員の給与に係る遡及改定の令和六年度実施予定の自治体数を教えてください。

さい。

○政府参考人（小池信之君） 令和六年度において会計年度任用職員の給与の遡及改定を実施又は実施予定とした団体は、令和七年一月時点において千三百九十七団体、七八・一％となっております、実施しない又は実施しない予定の団体は三百九十一団体、二一・九％となっております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

午前中も議論がありました。遡及改定が行われるように徹底する必要があるという答弁をされたと思います。そして、遡及改定を行わないところには対応を促していくというお話が、答弁が出ました。

なぜ、遡及改定を行う予定がないとする地方公共団体の改定を行わない理由というのはどうしてなのか、具体的に御存じだったら教えてください。

○政府参考人（小池信之君） 遡及改定を実施しない、又は実施しない予定の自治体の理由としては、例えば、任用時に勤務条件を既に示しており、年度途中での変更が困難である、あるいはシステム改修が必要であるなどといったものが挙げられているものと承知しております。

○古賀千景君 では、今度、再任用についても伺います。

従来、会計年度任用職員の再任用については、公募によらず再任用を行うことができるのは連続

二回を限度とするよう努めるといふ取扱いであつたために非常に不安定な雇用となつておりました。こうした中、令和六年六月に人事院が国家公務員の期間業務職員に係るこの努力義務を廃止したことに伴い、総務省の事務処理マニュアルからもこの制限が削除されることとなりました。会計年度任用職員の安定雇用に向けた第一歩だと評価いたします。

一方で、民間団体の調査によれば、総務省の通知を受け、上限を撤廃又は対応を検討するとして都内の地方公共団体は七割であり、一部の団体では検討を予定していないとしています。再任用の回数制限は雇止めを生みます。希望者全員が継続して働き続けることが可能であるようにするべきではないでしょうか。また、公務を担う人材が安心して働けなければ、住民のニーズに応えることは難しく、行政サービスの質の低下にもつながると考えられます。

総務省はこれまで、会計年度任用職員の適切な任用が確保されるよう引き続き必要な対応をしていく旨答弁をされてますが、具体的にどのような取組を行っていくのか教えてください。

○政府参考人（小池信之君） 今委員から御指摘がございましたように、昨年六月に人事院が、国の期間業務職員について、公募によらず従前の勤務成績に基づく能力の実証により再度の任用を行

うことができるのは同一の者について連続二回を限度とするよう努めるものとするという取扱いを廃止したことを踏まえ、総務省におきましても、事務処理マニュアルにおいて国の取扱いを例示していた箇所を削除するなどの改正を行い、その旨自治体に通知しております。

また、公募を行う場合であっても、客観的な能力の実証を経て再度任用されることがあり得ること、選考において前の任期における勤務実績を考慮することも可能であることなどについて、これまでも自治体に通知をしており、丁寧な情報提供に努めているところでございます。

引き続き、このような取組を進めながら、会計年度任用職員の適切な任用が確保されるよう必要な対応をしてまいりたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

大臣も、会計年度任用職員の処遇改善、そして行政サービスの質の向上のための人員確保というところでお取り組みいただけますか。お願いいたします。

○国務大臣（村上誠一郎君） 努力したいと思っております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

では、今回、会計年度任用職員の女性、先ほども話がちょっと出てきましたが、そのことについてお伺いします。

本年は、女性の社会進出のきっかけとなった男女雇用機会均等法が成立してから四十年、その後の女性活躍推進法が施行されてから十年という女性活躍の節目の年であり、取組を大きく前進させるべきです。他方で、会計年度任用職員においては、その四分の三は女性だと言われています。制度を再考する上で、女性が安心して働くことができるかという観点が必要だと考えます。

例えば、様々なライフイベントに対し、そのときに応じた働き方を選択できるなど、職場、雇用環境の改善を推進することが必要です。政府においても、施政方針演説の中で、若者や女性が働きやすく魅力ある職場づくりを進めるため、無意識の思い込みの解消を図るとしており、積極的な施策を期待しております。

しかし、会計年度任用職員の女性が職場に対し産休、育休の希望を伝えたところ、契約が産休の途中で打ち切れ、産後休暇が強制的に終わってしまうという、残念ながら女性活躍とは程遠い問題も報道されています。

学校でもありました。校長、管理職に、こうやって妊娠しましたと言ったときに言われる言葉は、ああ、あなたの体のために辞めた方がいいよと言われるんです。そんなふうに言われて、いや、私は働きたいんですと言っても、この人が辞めてくれたら別の人があるから、その人が産休、育休に

入ったら人がいなくなるだけになっているところもある。そんなことをずっと女性として、産育休を取る側として、迷惑掛けたいかぬなとかやっぱり思ってしまったときに、管理職の、体を大事にしたらというその言葉で辞めざるを得ない、そのような人もたくさん見てきました。

女性の産育休に関してもとても大事なことだと私は思っています。こういった事例をなくすためにも、会計年度任用職員制度において女性活躍を推進する意義とその具体策というところをどう考えていращやるか、答弁を求めます。

○政府参考人（小池信之君） 女性の力を大いに発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、急速な少子高齢化、人口減少の進展、国民の価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながるものと考えております。このため、一人一人の女性がその個性と能力を十分に発揮できるように、女性活躍を推進していく必要があると考えております。

御指摘がありました産休や育休の取得を理由として会計年度任用職員を含む職員を不利益に取り扱うことについては法律上禁止されており、その旨は会計年度任用職員に関する事務処理マニユア

ルのQアンドAや令和四年に提供した地方公務員両立支援パスポートに明記することなどを通じて周知を図ってまいりました。

その上で、育児等による時間的制約の有無にかかわらず、会計年度任用職員を含む全ての職員が意欲と能力を最大限発揮できる職場環境を整備することは大変重要です。そのため、総務省では自治体に対し、働き方改革の取組として、早出遅出勤務、テレワークといった柔軟な働き方の促進や時間外勤務の縮減、共働き、子育ての取組として、育児、介護に関する休暇、休業制度の整備や利用促進などについて各種会議等の機会を捉えて助言を行うほか、取組を推進するため事例集の提供などを行ってきたところであり、こうした取組を通じて自治体の女性活躍の取組を推進してまいりたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

法では禁止していても、その前に現場段階でそのように、体のために辞めた方がいいんじゃないとか、結婚した会計年度任用職員が、あつ、おめでとうと、でも一年間は妊娠しないでねとか、そんなふうにまだまだ言われているというのが現実にあります。

是非そんなところも御存じいただいて、取組も重々していただいているのも今の答弁で分かりましたので、そんなところまで気を遣っていただけ

るとまたうれしいなと思います。

地方公務員の人材確保に大きな課題がある中、多様な働き方を実現していく必要があると思います。

こうした中で、鳥取県では、会計年度任用職員制度とは異なる制度として、短時間勤務でも雇用形態が正規職員と同じ短時間正職員制度を導入するとしています。これは、人材確保が課題の保育士や看護師等の資格が必要な職種のうち、育児や介護で短時間勤務の希望者を対象にすることです。

この制度については、働き方を改善し人材確保の裾野を広げる取組のようにも思われますが、総務省としてはどのように評価されていますか。

○政府参考人（小池信之君） 鳥取県におきまして、育児等の事情を有する常勤職員について新たな休暇の取得を承認し、勤務時間の一部について勤務しないことを可能とする鳥取方式短時間勤務職員に係る制度を導入する方針であることは承知をしております。

運用の詳細についてはまだ承知をしておりますせんけれども、鳥取県において、国や他の自治体との権衡を失しないように、その必要性及び相当性を判断した上で、地方公務員法体系の枠内で制度設計をされたものと受け止めております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

それでは、話題を変えます。

次に、いわゆる百三万円の壁の見直しについてお伺いします。

地方税に関しては令和八年度分以後の個人住民税から適用されるため、令和七年度分の個人住民税に対する影響はありません。一方、所得税については令和七年度分から適用されるため、同年度の地方交付税の原資が減少することとなります。

しかし、令和七年度与党税制改正大綱では、特段の財源確保措置を要しないものと整理するとされ、令和六年十二月の地方財政対策後の記者会見において村上総務大臣は、地方税収や地方交付税の法定率分が増加していること等により、減税による影響分も含めて適切に地方財源を確保することができたと考えている旨、述べていらつしやいます。

先ほど岸議員の方からありました、今回の制度見直しで、いわゆる百三万円の壁の更なる引上げによる恒久的な減税が行われる可能性もあると思います。もし税収が落ち込んだ場合であっても、何ら補填措置は講じないということでしょうか。

○政府参考人（大沢博君） お答えいたします。

いわゆる百三万円の壁の、まず百二十三万円の方の引上げですが、これは委員からも御紹介がありましたように、令和七年度与党税制改正大綱におきまして、これは、デフレからの脱却局面に鑑

み物価調整を行うものであるということを踏まえまして、特段の財源確保措置を要しないものと整理をされたものでございます。

次に、与党から提案があった所得税基礎控除の特例措置の創設、こちらにつきましては、令和七年度の地方交付税の法定率の分については交付税特会借入金 of 所要額を減額をするということによって所要の財源が確保されているということでございます。

○古賀千景君 恒久的に大丈夫ということなんですかね。

○政府参考人（大沢博君） これについては、まず特例措置でありまして、令和八年度の予算編成税制改正において、歳入歳入両面の取組を通じて財源の確保について検討を加え、必要な措置を講ずるというふうに決まっておりますので、これに適切に対応していくということで所要の財源を適切に確保するよう図ってまいりたいと考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

物価高の影響を受ける国民の経済的負担の軽減や働き手不足の解消の必要性については理解します。一方で、地方交付税は地方の固有財源でもあります。地方交付税の性格に鑑みるならば、所得税の減収に伴う地方交付税の法定率分の減少については国の責任で代替財源を確保すべきと考えま

すが、村上総務大臣の明確な答弁を求めます。

○国務大臣（村上誠一郎君） いわゆる百三万円の壁につきましては、今ほど大沢さんが申し上げたように、百二十三万円の引上げにつきましては、令和七年度与党税制改正大綱において、特段な財源確保措置を要しないものと整理されました。次に、与党から提案あった所得税基礎控除につきましては、特例措置の創設についても、令和七年度は交付税総額も影響が生じないように対応されております。また、今後の財源につきましては、令和八年度予算編成及び税制改正において、歳入歳出両面の取組を通じて財源の確保について検討を加え、必要な措置を講ずることとされていると承知しております。

このことを踏まえて、総務省は適切に対応していきたいと、そうように考えております。

以上であります。

○古賀千景君 よろしくお願ひします。

では、話が別の話に変えます。

各地方公共団体で宿泊税を新設する動きが盛んになっております。令和六年四月一日時点で導入されている地方公共団体は九団体にとどまっておりますが、近年の外国人観光客の急増によるオーバーツーリズム対策なども踏まえ、全国各地で導入や引上げの議論が行われております。

その中でも、京都市は既に宿泊税を導入してお

りますが、税額の引上げの動きがあり、例えば宿泊料金十万元以上は一万円に引き上げる方針とされており、税額がごく低額であれば経済活動に与える影響も軽微だと考えられます。一方、税負担が重いと、例えば、宿側が税負担分を含んで宿泊代を割り引いたり、宿泊者側が税負担を意識して宿泊税が課されない地方公共団体に立地する宿を選択したりするなど、様々な経済活動のゆがみが生ずる懸念もあります。

各地方公共団体で宿泊税の創設に向けた議論が盛んに行われている中、税負担が大きくなった場合の経済活動に与える影響と著しく税負担が大きい法定外税が仮に創設される場合の総務省の考え方について伺います。

○政府参考人（寺崎秀俊君） お答え申し上げます。

観光客の増加に伴いまして、宿泊や飲食といった消費活動が拡大する一方で、公共交通の整備やバリアフリー化といった受入れ環境の整備などの施策に要する経費が地方団体側で増加するといった指摘もございます。こうしたことを背景に、近年、各自治体において宿泊税の導入が検討され、導入されているものと承知しております。

この法定外税の新設、変更につきましては幅広い課税自主権が認められておりまして、総務大臣の同意に際しましては、三つの要件に該当すると

認める場合を除いて同意しなければならないというふうな法定されているところがございます。

お尋ねの税負担の大きさでございますが、著しく税負担が大きい法定外税につきましては、この三要件のうち税負担につきましては、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となることという要件に基づき、総務省といたしましては同意、不同意の判断を行うこととなるものでございます。

○古賀千景君 宿泊税は法定外目的税として各地方公共団体で導入されております。宿泊税の導入により、宿泊事業者は経済的に負の影響を受けることとなります。法定外税として増税を求める以上、少なくとも、各地方公共団体においてその用途の公表や説明がなされることが望ましいと考えます。

総務省として、宿泊税の用途の公表、説明について、各地方公共団体で行われているか把握されているでしょうか。また、一義的には各地方公共団体の取組次第にはなりますが、総務省としても宿泊税の用途について適切な形で公表していただくよう、適宜助言などを行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（寺崎秀俊君） お答え申し上げます。

現行の地方税法におきましては、法定外税、こ

れは普通税、目的税問わずでございますが、用途の公表を義務付けているわけではございません。そのため、総務省として公表の状況を網羅的には把握してございません。

しかしながら、現在導入済みの宿泊税は、特定の経費に充てる目的を持って課税される目的税として課税されている例が多々ございます。この用途につきましては、各自治体はその判断によってホームページなどを通じて広く住民などに説明されるべきものと承知しております。自治体からの公表等につきまして相談がございますれば、総務省といたしますれば適切に助言等を行ってまいりたいと考えております。

○古賀千景君 宿泊税の議論については修学旅行生の負担というところも大きな課題になっております。最近では、修学旅行の行き先として定番のテーマパークを擁する千葉県浦安市における宿泊税導入の議論でも論点になったと報じられています。税の公平性の観点からは、例外なく一律で宿泊税を徴収することが適切かもしれません。一方で、児童生徒の貴重な学びの機会を確保する観点からは課税を免除することが適当と考えられます。浦安市が令和七年一月に公表した宿泊税の導入に関する答申でも、対象の学校の生徒と引率者は課税免除とすることが示されました。ほかにも、京都市や長崎市、あと北海道の倶知安町などでも同

様に課税免除の取扱いとなっております。

私は学校現場に長い間いましたが、経済的な理由で修学旅行に行けない子供たちもありました。初めから行けないんじゃないかと、わざと風邪を引いたとか言って積み立てていたものをもらって、それを生活費に充てるんです。何かそんな子供たちにもたくさん出会って、微々たる、宿泊税って微々たるものかもしれないけれど、だけど、やっぱり子供たちにとっての負担も大きいです。

また、保護者によっては、子供の通院、遠いところにいいお医者さんがあるよとか言われたときに、遠いところまで行って、そのホテルに泊まって病院に行く、そういう子供たち、保護者も見えてまいりました。

一義的には各地方公共団体の判断にはなると思われますが、宿泊税において、修学旅行生や通院のために宿泊される方など等に対する課税免除を設けることの意義や妥当性について、文科、失礼しました、総務大臣の見解をお願いします。済みません。

○国務大臣（村上誠一郎君） 古賀委員の御指摘の修学旅行生等につきましては、教育活動という公益上の理由から課税免除としている自治体があるのと知っております。

課税自主権の観点から、この意義や妥当性については総務大臣としてはコメントをすることは差

し控えますけれども、宿泊税などの法定外税については、課税免除の在り方も含めて、課税団体自らの判断と責任において適切に対応していただければと思っております。

以上であります。

○古賀千景君 厳しい家庭の子供たちとか、なかなかテーマパークとか行けなくて、そういうところがたくさんあって、やっとな行けるという子もいるし、そこはいろいろ考えていただけたらと思います。

じゃ、もう一つ、宿泊税について。

外国人観光客のみから徴収することや、外国人と日本人で差を付けるべきという議論も一部で見られます。近年、各地で深刻化するオーバートーリズム対策としてそのような議論があるのは承知しておりますが、租税条約で、税の徴収に関して差別してはいけないことから、そのような宿泊税は認められていないこととなります。

関連して、大阪府では、有識者会議で、宿泊税とは異なる徴収金を外国人観光客のみを対象として徴収する議論が昨年春頃行われておりました。しかし、慎重な意見も多く、議論が今も続いているところと認識しております。

宿泊税を外国人観光客のみを対象として課税できないとして、別の徴収金制度を設けることで徴収するというのは、観光庁的には可能なのではし

うか。政府としての考え方を教えてください。

○政府参考人（長崎敏志君） 宿泊税につきましては、委員御指摘のとおり、租税条約におきまして自国と相手国の国民を差別できないという条項がございますので、こういったことを踏まえた検討が必要であると、こう承知しております。

一方、租税以外の財源確保の手法といたしましては手数料による方法というのが考えられますが、その導入に際しましては、受益の程度を特定し、それに応じた負担額とする必要があるというふう

に考えております。いずれにしても、外国人旅行者のみから徴収する理由でございますとか、外国人旅行者の増加に伴い発生する課題、こういったことを関係者の意見であるとか地域の実情も踏まえながら丁寧に議論をして検討すべき問題であると承知しております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

では、話題を変えていきます。

八潮市の事件です。

午前中も話題となっております埼玉県八潮市の道路陥没事故が発生して二か月近くが経過しました。行方不明の運転手の捜索に全力を尽くしていただくとともに、現地地捜索、復旧活動に従事されている皆様から敬意を表します。

事故の背景として下水道管の老朽化が指摘され

ておりますが、これは八潮市に限ったことではなく、全国どこでも起こり得る問題です。

去る三月十八日、中野国土交通大臣は、記者会見において、今回の道路陥没事故を受けて設置した有識者委員会の提言を踏まえ、下水道管路の全国特別重点調査を行うとともに、調査結果を踏まえた緊急改築を支援する旨表明しました。

今回のような事故を繰り返さないためにも、その調査結果を踏まえて速やかに改築を行う必要があると考えますが、今回のその調査の狙い目とその対象、そして今後のスケジュール、さらには事業実施主体である地方公共団体に対する支援について、国土交通省の答弁を求めます。

○政府参考人（松原英憲君） 国土交通省では、今回の八潮市の事故と同様の事故を未然に防ぎ、国民の安全、安心が得られるよう、全国で大口径でかつ古い下水道管を対象とした全国特別重点調査を行うことといたしまして、速やかな調査の実施を全国の地方公共団体に対して要請いたしました。また、調査の実施に必要な経費として、予備費約九十九億円の使用が三月十八日に閣議決定されたところです。また、この緊急点検の調査の結果、改築が必要な部分については、これもこの予備費を活用いただくということになります。

スケジュールにつきましては、三月中から速やかに実施していただき、優先的に実施すべき箇所

は遅くとも夏頃まで、それ以外の箇所は遅くとも一年以内に報告を求めています。

引き続き、強靱で持続可能な下水道の構築に向けまして老朽化対策にしっかりと取り組んでまいります。

○古賀千景君 高度成長期以降に整備された道路、橋、トンネル、河川、下水道、港湾等については、二〇四〇年にかけて建設後五十年以上経過する施設の割合が加速度的に高まるとされており、インフラの老朽化対策は下水道に限った課題ではありません。

下水道以外の施設について、点検の結果、措置が必要な施設のうち、どの程度の施設について修繕に着手し、完了しているのでしょうか。改めて、国土交通省の答弁を求めます。

○政府参考人（後藤慎一君） お答え申し上げます。

政府におきましては、平成二十四年に発生した笹子トンネル天井板崩落事故を受け、自治体など各インフラ管理者に対して施設の点検と健全度の審査を定期的に行い、個別施設ごとに修繕や更新の実施計画を定めるとともに、これに基づいた対策を計画的に実施するよう求めています。現在、ほぼ全てのインフラについてこうした実施計画が策定されており、各インフラ管理者が順次点検、診断の結果に基づいた修繕等の対応を計画的に進

めております。

国土交通省といたしましては、関係省庁と連携して、メンテナンスロボットなど新技術の導入や、複数自治体のインフラを群として捉えて管理する取組の普及を促すことにより、各インフラ管理者による定期点検や対策の質の確保に努めてまいります。

○古賀千景君 では、次に、技術職員の確保について伺います。

先ほども岸議員も言われました。上下水道のいずれについても管路の更新や設備の修繕等が必要な箇所が増えていくことが見込まれておりますが、その事業を担う地方公営企業の職員は減少を続けてきました。例えば、水道事業の職員数は平成十九年度には約五万五千人でしたが、令和四年度には約四万二千七百人まで減少しております。また、下水道事業においても同様に、平成十九年度には約三万四千九百人でしたが、令和四年度には二万六千六百人となっております。

令和七年二月に厚生労働省が公表した人口動態統計速報値によると、令和七年の出生数は約七十七万人で、九年連続で過去最少を更新しております。既にあらゆる雇用の分野において人手不足が進んでおり、とりわけ公務部門の技術職の新規採用は今後ますます困難になっていく可能性が高いのではないのでしょうか。

こうした中、上下水道の維持管理、更新を担う技術職員の確保は国民の安全に直結しかねない喫緊の課題であると考えますが、政府としてはどのように対応されていくつもりでしょうか。お願いします。

○政府参考人（大沢博君） お答えいたします。

上下水道事業につきましては、事業に従事する職員数が減少傾向にある中で、技術職員を含めた業務執行体制を確保しつつ、将来にわたり持続可能な経営を確保するための取組を進めることが全国的な課題であるというふうに認識しております。

総務省といたしましては、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するように促しておりますけれども、この中で、計画的に組織、人材の強化を図りつつ、業務効率化にも取り組むよう自治体に助言をしてきておるところでございます。

上下水道事業が将来にわたり持続可能な経営を確保することができるよう、引き続き適切に対応してまいります。

○古賀千景君 技術職員でいらっしゃるので、やっぱりその技術というところをきちんと検証していくというのがとても大事だと思います。

じゃ、次に、公共施設の老朽化対策について、総務省の取組を伺います。

地方公共団体には、住民の生活に密着したインフラや公共施設を数多く整備、管理しており、そ

の老朽化対策は極めて重要な課題となります。一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあります。先ほど午前中の話の中で、老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれる中、更新、老朽化対策に要する経費として確実かつ安定的に財源を確保することが求められて、総務省としては個別施設計画を作成したり長寿命化を図っていくというような答弁があったと思いますが、間違いないですかね。

では、その個別施設計画の中身又は長寿命化というのはどのようなことを考えられているか、教えてください。

○政府参考人（大沢博君） 事業の中身は、事業の種類、道路、河川、学校、社会福祉施設、医療機関、様々な公共施設がございますので、その施設の各々の種類に応じまして、老朽化対策等に伴うどのような工事等のポイントがあるかについては、各所管省庁の方でガイドライン等を作成しながら各自自治体に助言等を行っている認識をしております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

では、大臣に、大臣は今回の八潮市の道路陥没事故をどのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。また、財政措置の見直しを含めて、総務省として新たな取組を検討されているか、大臣の立場からお願いいたします。

○国務大臣（村上誠一郎君） 下水道事業につきまして、全国的に下水道管や施設の老朽化に伴う更新需要の増大により経営の環境が厳しさを増していると思っております。

各自自治体の下水道事業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を適切に策定、改定し、計画的に老朽化対策を進めていくことが肝要だと考えております。総務省としましては、下水道に限らず、公共施設等の適正管理推進に取り組んでいるところでありまして、令和七年度地方財政計画において公共施設等適正管理推進事業費を増額して計上しております。

引き続き、公共施設等の老朽化対策に取り組む自治体が適時適切に対策を実施できるよう、環境整備に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

では、自然災害の方に話題を移します。

近年、自然災害が激甚化、頻発化し、大規模水害等への備えの必要性が指摘されております。

令和七年度においては、緊急浚渫推進事業債について、農業用排水路に係るしゅんせつを対象事業に追加した上で、事業期間を令和十一年度まで五年間延長することとされています。

しゅんせつを要する危険な箇所がいまだに数多

く残り、今もなお事業の必要性が高い状況が継続していることから、対象事業の拡充、事業期間の延長の必要性については理解いたします。

一方で、令和二年度に緊急浚渫推進事業債が創設された際には、事業年度は令和六年度までの五年間とされており、その間に緊急かつ集中的にしゅんせつ事業に取り組み、危険箇所を解消することが期待されておりました。

しかし、いまだに危険な箇所が数多く残っております。数多く危険な箇所が残っているこの原因について総務省はどのようにお考えか。いまだに危険な箇所が数多く残っているというのは地方公共団体に周知が不十分であったのではないかと、うふうにも取れると思います。その点、総務省はどのようにお考えになるか、答弁をお願いします。

○政府参考人（大沢博君） お答えいたします。

緊急浚渫推進事業債については、令和二年度の創設以来、多くの自治体で活用をされてきたが、実際に事業を実施するために現場の測量を行ったところ、当初の想定より多くの土砂が堆積していることが判明したと国土交通省などから伺っております。また、物価上昇等によりまして工事に遅れが生じてしまったことなども要因として伺っており、依然として緊急的にしゅんせつを実施すべき箇所が数多く残っていると、そういう状況であると承知しております。

また、本事業債の周知についてですが、事業効果や活用事例を掲載した活用事例集を作成しております。総務省ホームページなどにおいて周知を図ってきたところです。加えて、毎年一月の全国財政課長会議において自治体の財政課長や市町村担当課長に対し周知を行ってきたほか、国土交通省や農林水産省においても自治体の担当部局に対し周知を図る取組を進めてきていただいたところでございます。

総務省としては、引き続き、こうした取組を通じて制度の周知に努め、しっかりと活用促進を図ってまいりたいと考えております。

○古賀千景君 それでは、ありがとうございます。総務省として、今後の五年間ではどのように事業を進めていくのでしょうか。地方公共団体に對してしゅんせつ事業の事業効果を丁寧の説明し、好事例の横展開を図っていくことが重要と考えます。今も言っていたきましたが、そのとおりだと思います。災害はいつ来るかわかりません。危険箇所の解消に向けた村上総務大臣の強い決意とともに、今後の具体的な取組について伺いたいと思います。

○国務大臣（村上誠一郎君） 御質問ありがとうございます。

緊急浚渫推進事業債につきましては、これまで多くの自治体で活用されておまして、短い期間

と少ない経費で効果的、効率的な水害未然防止を図ることができているものと考えております。他方で、委員の御指摘どおり、緊急的にしゅんせつを実施すべき箇所が数多く残っていることも本事業債に特例措置の期間を五年間延長することといったしました。自治体において令和十一年度までに危険箇所のしゅんせつ事業を完了することができるよう、総務省としても、関係省庁と連携しまして、様々な機会を捉えて制度の周知を図るなど、本事業債の積極的な活用を促してまいりたいと、そのように考えております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

次に、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について伺います。

令和七年度においては、消防防災力の一層の強化を図るため、緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットの整備、移動式燃料給油機の整備、凍上災害の予防、拡大防止対策等が緊急防災・減災事業債の対象事業に追加するなど、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債についても見直しが行われると承知しております。

そこで、これらの見直しが地方公共団体の要望を踏まえたものなのかどうかという点を含めて、今回の見直しの背景と期待される効果について総務省に伺います。

○政府参考人（大沢博君） お答えいたします。

緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債につきましては、近年頻発する大規模災害に鑑みまして、防災・減災対策を充実強化させることが必要であるという自治体の声を踏まえて対象事業を拡充することとしております。

具体的には、緊急防災・減災事業債につきましては、委員からも御紹介がありました緊急消防援助隊の無人走行放水ロボットや移動式燃料給油機の整備など、こういったものは令和六年能登半島地震の教訓等も踏まえまして対象事業に追加することといたしました。今回の措置により、大規模地震災害への対応など、自治体における更なる消防防災力の強化が期待できるというふうに考えております。

また、緊急自然災害防止対策事業債でございますが、積雪寒冷特別地域における凍上災害の予防、拡大防止対策について、これも地方から大変強い要望も踏まえまして、舗装の表層に加えまして、基層及び路盤を含む対策を対象事業に追加することといたしました。これによって、路盤の凍結等が原因となって発生する凍上災害に対して効果的な予防が図られるものと考えております。

以上でございます。

○古賀千景君 地方六団体は、令和六年十二月十七日に開催された国と地方の協議の場において、令和七年度末に期限を迎える緊急防災・減災事業

債及び緊急自然災害防止対策事業債についても事業期間の延長及び対象の拡充を求めています。地方公共団体の具体的なニーズを調査の上、更なる事業期間の延長、対象の拡充について検討すべきかと考えますが、村上総務大臣の答弁を求めます。

○国務大臣（村上誠一郎君） 委員のおっしゃるとおりで、近年の災害が激甚化や頻発化する中、自治体が防災・減災対策にしっかりと取り組めるように、その緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債により必要な地方財政措置を講じてきたところであります。

両事業債とも令和七年度の期限とはしてはいますが、事業期間終了後の在り方につきましては、自治体における防災・減災対策に関する取組や地域の事情、課題などを踏まえて引き続き検討していきたいと、そういうふうに考えております。

○古賀千景君 では、話を企業版ふるさと納税の方に移します。

企業版ふるさと納税は、令和二年度税制改正における大幅な税控除の拡大もあり、寄附実績が令和元年度の三十三・八億円から令和五年度の四百七十億円と大幅に増加してきました。企業版ふるさと納税は、地方六団体や経済界からは高く評価され、制度の延長や恒久化の要望がありました。

その中で、不適切な事案が発生したことを踏まえ、

制度改善策を講じることを前提に三年間の延長が行われることとされております。この三年間で制度改善策に係る効果検証を、先ほどのお話で、自治体チェックリストとか国への実施報告などを行っていくというふうに答弁されたと思います。

適切な制度運用を大前提としつつも、企業版ふるさと納税を通じた地域の活性化がより効果的に図られるよう、寄附による経済効果や地域復興の効果も検証した方がいいのではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○政府参考人（北尾昌也君） お答えいたします。

御指摘ございましたとおりでございますが、企業版ふるさと納税につきましては、認定を取り消した事案などを踏まえ、制度の健全な発展の観点から改善策を講じることとしております。

具体的な内容としましては、寄附活用事業の実施に当たり自治体に自発的な確認を促すためのチェックリストの導入、寄附企業が一者応札で受託した場合等における国への実施報告を義務付け寄附企業名を公表、地域再生計画の取消しを受けた場合における二年間の再申請の欠格期間の創設等の措置を新たに設け、これらを徹底し、適切な対応をしてまいりたいと考えてございます。

また、本税制につきましては、寄附実績も着実に増加しているところではございますが、効果検証につきましては、御指摘の地域経済への影響等

も含めまして、その在り方について検討してまい
る所存でございます。

○古賀千景君 ふるさと納税に関わるポータルサ
イトは、寄附手続の利便性向上を通じ、ふるさと
納税の拡大に寄与してきたところであります。

一方、過度な返礼品競争をあおっている側面が
あるほか、ポータルサイト自体もポイント還元を
大々的に宣伝するなど、ふるさと納税制度の趣旨
をゆがめかねないといった批判もなされていると
ころです。

こうしたポータルサイトをめぐる状況を踏まえ、
令和六年六月の総務省告示の改正によって、令和
七年十月以降、ポイントを付与するポータルサイ
トを通じた寄附募集が禁止されることとなります。
この告示改正で、ポータルサイトの在り方の変容
や、それによって生じる地方団体の寄附金収入は
どのように使われているか、ポータルサイト手数
料の変化など、ふるさと納税をめぐる状況がどの
ように適切化、適正化されることを期待してい
るか、総務省の認識をお伺いします。

○政府参考人（寺崎秀俊君） お答え申し上げま
す。

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった自
治体への感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自分
の意思で決めることを可能とするものとして創設
された制度でございます。この制度は、公金を利

用した公的な税制上の仕組みとして位置付けられ
ておりまして、いわゆるインターネット通販など
とは趣旨が異なるものと考えているところでござ
います。

御指摘のように、ふるさと納税のポータルサイ
ト等によるポイント付与率に係る競争が過熱化す
ることは、ふるさと納税の募集の在り方として、
制度の趣旨に沿った適正なものとは言えないと考
えております。そのため、関係者の御意見も伺っ
た上で、本年十月以降、ポイント等を付与するポ
ータルサイト等を通じて寄附を募集することを禁
止したところでございます。

言うまでもなく、ふるさと納税につきましては、
返礼品やポイント目当てではなく、寄附金の使い
道等に着眼して行われることが大変意義の大きい
制度であると考えております。今回のポイント規
制などを通じまして、ふるさと納税制度が適正か
つ健全に、そしてポータルサイトの利用が適切に
行われるよう、私どもとしては期待しているところ
でございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。

済みません、初めて六十分も質問をしたので、
質問が終わってしまつて申し訳ありません。

私は、臨時職員として二十年働いてきましたの
で、どうしても会計年度任用職員制度については
思いがあります。やっぱり正規と同一労働同一賃

金というところでしつかりやっていたきたいと
思っておりますので、これからも質問していくこ
ととなると思いますが、今日はありがとうございます
ました。

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。

お配りしております資料を基に質問させていた
だきます。

一枚目、皆様御承知であると思いますが、右側
の所得税のところは財務省担当、左側の個人住民
税のところは総務省担当です。左右とも物価上昇
局面における税負担の調整をした政府案というこ
とになっております。

この資料の一番下に、政府案、住民税の減収額
七百五十億円、給与所得税控除の見直しについて
は地方税法の改正不要と書いてあります。

この表を基に、政府参考人の方に伺います。

右側の所得税の方は、③の大学生のところはち
よっとおいておきまして、給与所得控除の見直し、
基礎控除の見直しで最低保障が十万円ずつ引き上
げられました。他方、左側の個人住民税の地方税
は基礎控除引上げを改正なしと見送っております
が、なぜなのか、御説明ください。

○政府参考人（寺崎秀俊君） お答え申し上げま
す。

個人住民税につきましては、できるだけ多くの
住民が広く負担を分かち合うという地域社会の会